



**介護保険
特集号**

介護保険料が改定になりました

7月10日に、65歳以上（第1号被保険者）の方に介護保険料額決定通知書を発送します

介護保険制度がスタートして、3年が経過しました。高齢者人口の増加に伴って介護を必要とする方が増える一方、制度の定着によりサービスの利用量も増加しています。

昨年度、市では介護保険事業計画の策定を行い、今後の高齢者数とサービス量を推計した結果、平成15年度からの介護保険料を見直すことになりました。

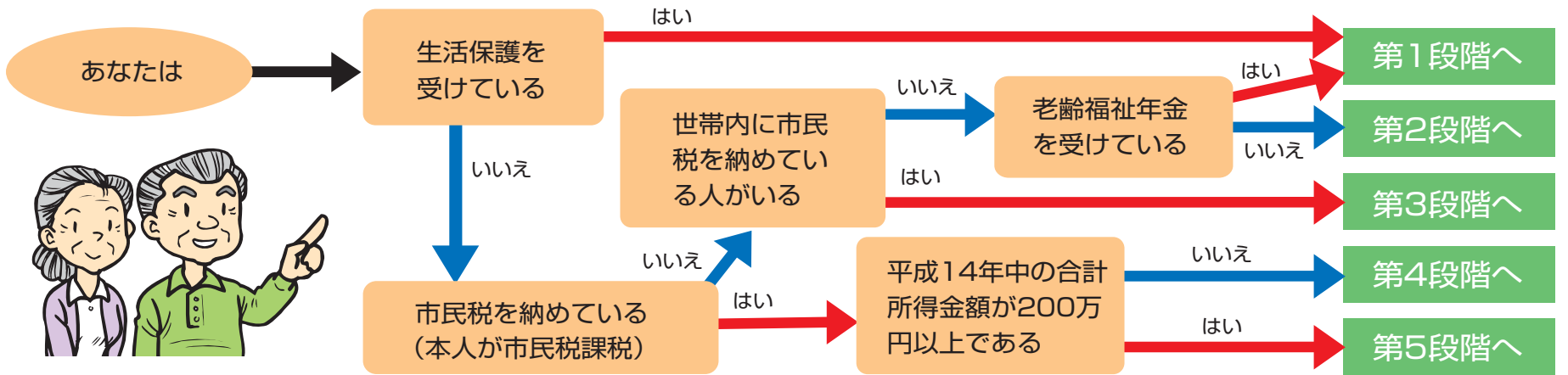
これからも、介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

※介護保険料（第1号被保険者分）は、3年ごとに介護保険事業計画とあわせて見直しを行うことになっています。



65歳以上（第1号被保険者）のあなたの介護保険料は？

第1号被保険者の介護保険料は所得に応じて5段階に分けられます。



第1号被保険者の介護保険料

介護保険料はこう変わったんだね

所得段階	対象者	計算方法	年額保険料	
			平成14年度	平成15年度
第1段階	●老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税 ●生活保護の受給者	基準額×0.5	18,000円	19,200円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税	基準額×0.75	27,000円	28,800円
第3段階	本人が市民税非課税 (世帯内に市民税課税者がいる場合)	基準額	36,000円	38,400円
第4段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	45,000円	48,000円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	54,000円	57,600円

※平成15年度の保険料の算定は、平成14年中の所得に基づき行われます。
※第4段階と第5段階の基準所得金額は250万円から200万円に変更になりました。

皆さんの介護保険料が 介護保険を支えています

介護保険制度は、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と公費を財源に運営しています。

※第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、加入している各種医療保険（国民健康保険など）の算定方法に基づき決められ、医療保険の保険料とあわせて納めていただきます。

